

R3認定 手続について

(参考資料)

■ 令和2年度の募集から、申請手続きを簡素化しています。

①更新認定の有効期間を2年間から3年間に延長

⇒更新審査による認定期間を、2年間から3年間に延長します。(新規の場合は2年間)

②更新審査は口頭審査を原則省略し、簡素化

⇒更新審査は口頭審査を原則省略します。(新規審査の場合は口頭審査を実施)

ただし必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

③申請資料を電子化し、製本不要とした。また、更新内容が「軽微な変更※2」の場合、一部の申請資料を省略

⇒申請書類のうち「事業継続計画書」は電子データ(CD等)による提出とし、製本提出は不要とします。

⇒更新内容が「軽微な変更※1」の場合は、「審査用チェックシート」の作成を不要とします。

※1軽微な変更:社員の入退社による名簿の更新、各種連絡先・担当者変更、受注工事、日付等の時点修正等に起因する各種様式の記載事項の変更等

	R2認定～	
	新規審査	更新審査
		軽微な変更
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・チェックリスト ・BCP計画書一式【非秘匿版】<u>電子データ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・BCP計画書一式【非秘匿版】<u>電子データ</u>
口頭審査	<p>全社実施</p>	<p>原則省略。 ただし、必要に応じてヒアリング(電話確認を含む)を実施することができるものとする。</p>
有効期間	2年間	3年間

【参考】令和元年度までは

- ・BCP計画書一式【秘匿版】製本
- ・BCP計画書一式【非秘匿版】製本

※軽微な変更:①社員の入退社等による名簿の更新及び、それに起因する各種様式の記載事項の変更(時点修正)

②取引先等の担当者、連絡先等の変更(時点修正)、受注工事の完了等による変更(時点修正)

③日付等の変更(時点修正) など